



Lascom News

ラスコム・ニュース

2013-2 No.49

地域衛星通信ネットワーク

ディジタル映像伝送の活用事例紹介	2
一大分県南部地区総合防災訓練	
太陽雑音について	4
地球局の定期検査	6
第2世代化整備状況	7
地域衛星通信ネットワークの利用開始・ 変更・廃局等の手続きについて	8

公的個人認証サービスセンター

外国人住民への電子証明書発行に向け 代替文字を選定中	10
住基カードの有効期限と電子証明書の 有効期限について	10



大分県庁局アンテナ



LASCOM 財団法人 自治体衛星通信機構

デジタル映像伝送の活用事例紹介 一大分県南部地区総合防災訓練—

大分県においては、平成24年11月11日に大分県佐伯市・臼杵市・津久見市を会場に大分県南部地区総合防災訓練が開催されました。

当訓練においては、地域衛星通信ネットワークを活用した映像伝送訓練も行われましたのでその概要をご紹介します。

1 総合防災訓練の全体概要

(1) 目的

地震・津波による大規模災害の発生に備え、行政及び防災関係機関・団体等並びに地域住民が一体となって実効性のある総合的な訓練を実施することにより、地域住民及び防災関係職員の防災意識の高揚と防災関係機関・団体等の災害対応能力の向上及び機関・団体相互の連携強化を図る。

(2) 訓練の特徴

- ①南海トラフの巨大地震・津波を想定した、県南3市での合同訓練
- ②東日本大震災の教訓を踏まえた、避難者名簿の作成、物資の配分、炊き出し、救護などの避難所運営訓練
- ③孤立地域を想定した、沿岸部や離島、山間部への物資搬送訓練

(3) 日時

平成24年11月11日（日）9：00～12：00

(4) 実施会場（主要な場所）

- ①佐伯市（佐伯市総合運動公園、米水津宮野浦、蒲江深島、鶴見（鶴見中学校）、上浦（長田、浦戸、福泊）
- ②臼杵市（臼杵市総合公園）

(5) 主催

大分県南部地区総合防災訓練実行委員会
(下記「参加（協力）機関・団体等」により構成)

(6) 参加（協力）機関・団体等

佐伯市、臼杵市、津久見市、大分県、陸上自衛

隊、海上自衛隊、海上保安庁大分海上保安部、国土交通省九州地方整備局など、54機関・団体

(7) 参加者（住民一斉避難訓練を含む）

佐伯市：6,486人、臼杵市：8,248人
計14,734人

(8) 訓練想定

平成24年11月11日（日）午前9時00分頃、東海、東南海、南海に加え、日向灘の一部を震源域とするマグニチュード9の地震が発生、佐伯市、臼杵市、津久見市では震度6強の揺れを観測するとともに、地震発生から20～30分後、地震に伴う津波が三市沿岸部に到達した。

この地震・津波により、市街地で甚大な被害が発生したほか、離島や半島部、沿岸の浦々は交通網、ライフラインが寸断されて孤立状態となり、地域住民が避難場所で救援を待っている。

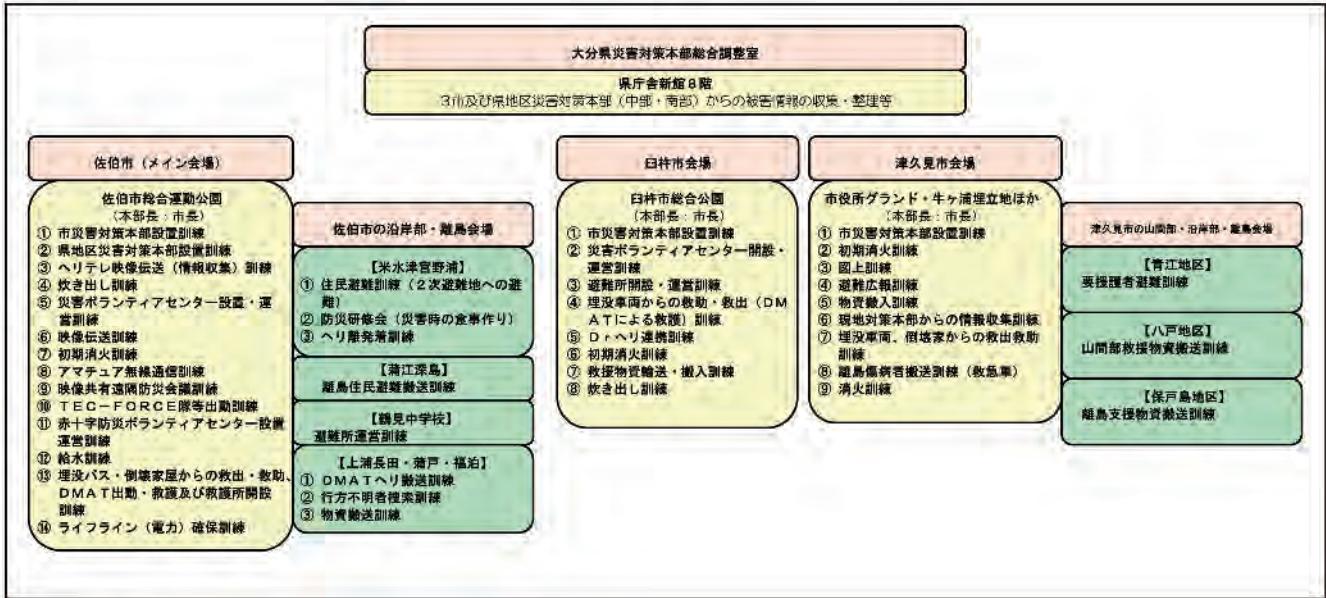
(9) 主な訓練内容

- ①住民一斉避難訓練
- ②要援護者避難訓練
- ③倒壊家屋等からの被災者の救出・救護及び重傷患者搬送
- ④避難所開設・運営訓練
- ⑤災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- ⑥孤立集落への支援（物資輸送、離島住民搬送）



大分県庁局アンテナ

平成24年度大分県南部地区総合防災訓練の概要



2 地域衛星通信ネットワークによる映像伝送訓練

今回の総合防災訓練では、大分県、九州管区警察局、国土交通省等の協力による映像伝送訓練が行われました。

これは関係機関の協力により各訓練会場の映像を大分県庁局に集約し、大分県庁局から地域衛星通信ネットワークによりデジタル映像伝送したもので、特に臼杵市会場には、県の可搬型衛星地球局を設置して、会場の様子を大分県庁局までIP映像で送信し、大分県庁局で受信したIP映

像をデジタル映像に変換し再送信を行う訓練を行いました。

そして、メイン会場である佐伯市総合運動公園で各訓練会場の模様をモニタしました。

また、この他にも国土交通省のヘリコプターによる画像伝送訓練や衛星通信車によるTV会議等も行われました。

当日は、天候が優れず降雨により訓練を一部中止または、一時中断する場面もありましたが、それ以外は全体として円滑な映像伝送訓練を行うことができました。

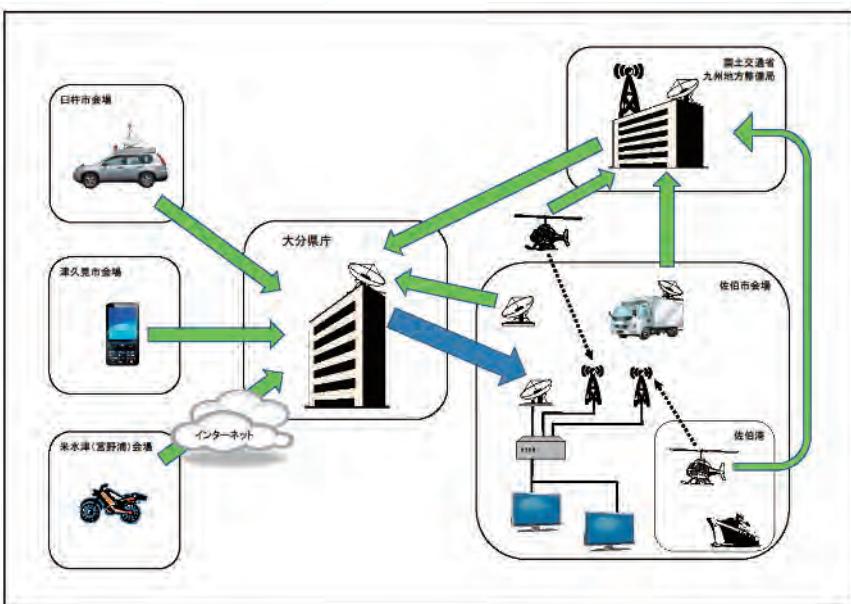


災害対策本部室



衛星通信車

映像伝送関連イメージ図



太陽雑音について

1 太陽雑音とは

県庁局や市町村局のアンテナは、赤道上空3万6千kmのスーパーバードB2号機を指向しています。この衛星は地球の自転と同じ速さで周回する静止衛星であるため、地球局のアンテナは固定したまま運用することができます。

一方、太陽は1日かけて地球を1周します（地球から見た場合）。また、1年かけて上下にも往復し、（北半球において）夏には北寄りの軌道を通るため暑くなり、冬には南寄りの軌道を通るため寒くなり、春・秋はその中間の赤道上空付近を通過します。特に、春分の日、秋分の日には、太陽が赤道上空を通過するため、スーパーバードB2号機の真後ろを太陽が通過することとなり、地球局アンテナに対して、太陽からの熱雑音が入り込む太陽雑音が発生します。

なお、日本における太陽雑音発生日は、厳密に言うと春分の日の少し前、秋分の日の少し後となります。日本が位置する北半球から赤道上空3万6千kmの静止衛星を見た場合、“目線”が若干下向き（南向き）となるため、地球局・衛星・太陽が一直線に並ぶのは太陽が赤道上空よりやや南側にある時となるためです。

2 影響度の相違

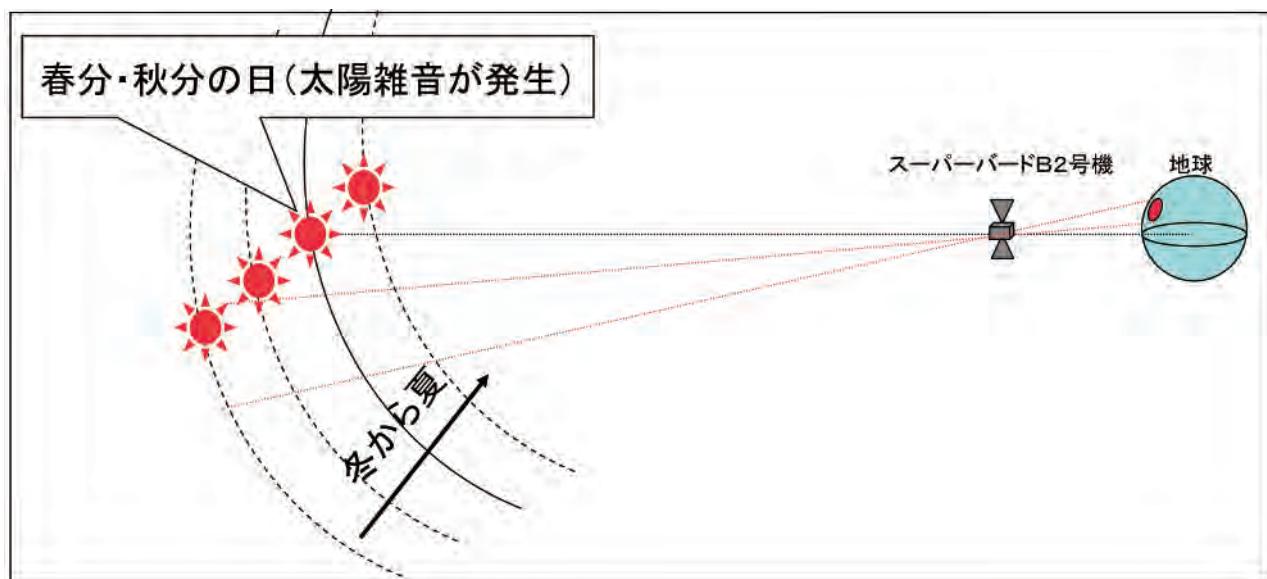
衛星を使っている以上、太陽雑音を回避することはできません。そして、アンテナ径、地球局の緯度・経度、太陽が地球局アンテナ指向方向に対して真正面を通過するか端を通過するかといった要因により、太陽雑音の影響の大きさや継続時間は変わってきます。

アンテナ径が大きいと指向性がシャープであるため、太陽がアンテナの真正面を通過した場合混入する熱雑音が大きく通信障害となります。雑音の混入自体は短時間で終わります。また、太陽がアンテナの真正面を通過する確率は低いものとなります。

逆にアンテナ径が小さいと、混入する熱雑音は小さく通信障害に至らないこともあります。太陽雑音の影響を受ける時間は長くなります。

この他、地球局が北に位置する程、春季の発生日は早まり、秋季の発生日は遅くなります。また、地球局が東に位置する程、春・秋季とも発生時刻は遅くなります。

次に、送信電力制御（UPC;Uplink Power Control）機能を持つ大型地球局においては、方式によって太陽雑音発生時間帯にUPC機能をOFFする必要があるものがあります。



3 UPCの方式

3-1 C/N方式 ~UPC OFFが必要~

ビーコン、パイロット波といったリファレンスキャリアのC/N (Carrier to Noise Ratio) を常時監視し、このC/Nが閾値を越えて減少した場合に、降雨によるC/N劣化があったと判断して劣化分だけ送信電力をアップする方式です。

太陽雑音発生時、リファレンスキャリアレベルは変わりませんが、太陽によるノイズレベルがアップすることによりC/Nが減少し、降雨減衰があつたと解釈して送信電力をアップしてしまいます。この電力アップは衛星に対する入力レベル超過となるため、太陽雑音発生時間帯はUPC機能をOFFする必要があります。

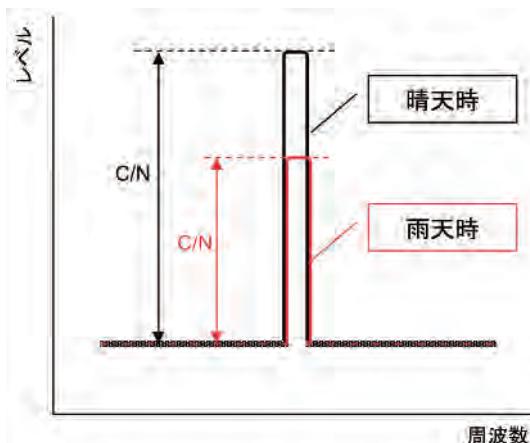


図1. 晴天時と降雨時の受信波形～C/N方式～

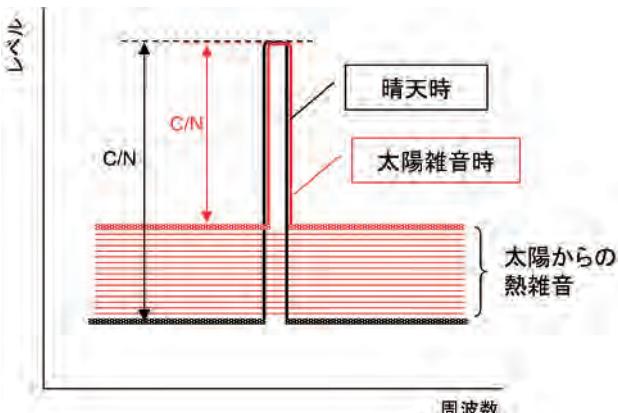


図2. 通常（晴天時）と太陽雑音時の受信波形～C/N方式～

3-2 C方式 ~UPC OFFが不要~

リファレンスキャリアの受信レベル（絶対値）を常時監視し、このC (Carrier) レベルが閾値を超えて減少した場合に、降雨の影響があったと判断して劣化分だけ送信電力をアップする方式です。

太陽雑音発生時、Cレベルは変わらないため、UPCがONとなることはありませんので特別な対応は不要です。

ただし、C方式では、機器障害や経路上の障害によってCレベルが予期せず減少した場合、UPCがONとなり続ける懸念があります。一方、C/N方式であれば、このような受信系障害に対しても、UPCが誤ってONとなる懸念はありません。

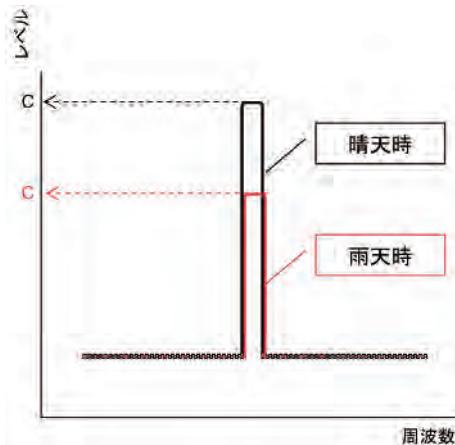


図3. 晴天時と降雨時の受信波形～C方式～

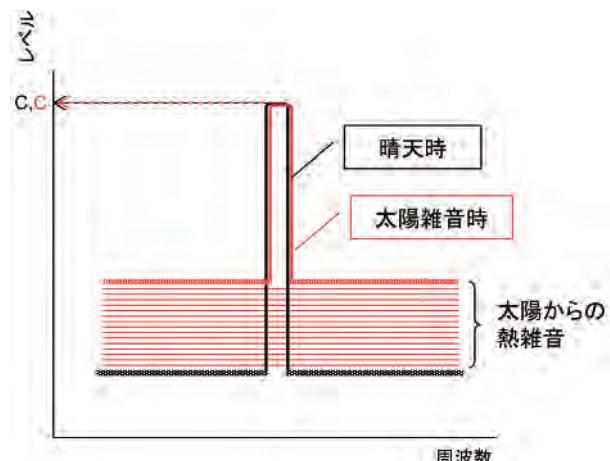


図4. 通常（晴天時）と太陽雑音時の受信波形～C方式～

以上、方式の違いによって半期ごとにUPC機能OFFの要否は異なりますが、一概にどちらかが優れているとは言えません。また、両方式とも降雨減衰時は同じように動作します。

地球局の定期検査

「地域衛星通信ネットワーク」で運用される地球局（VSATを除く。）は、5年以内に1回、無線局定期検査を受けることが電波法で義務付けられています。

1 無線局定期検査の意義と効用

無線局定期検査は、電波の利用秩序を維持するために、電波法に基づいて国が無線局の設備・無線従事者の配置等について確認を行う行為です。

一方、無線局を運用する者にとっては、国の検査に向けて点検を行うことで自局の設備等の状態を知り、不具合・不一致等を事前に解消することが可能です。管轄する地方総通局では定期検査の実施見込み年度を把握しており、機構は実施の前年に、該当の団体にお知らせしています。

2 登録検査等（点検）制度

検査に関して「地域衛星通信ネットワーク」では利用契約約款に基づき、皆様に「登録点検制度」を利用させていただいている。この制度は、総通局に登録された民間の「登録検査等事業者」が無線設備等の点検を行い、その結果を免許人（機構）が総通局に提出して、書面検査を受ける制度です。

登録点検を、皆様が通常行っている年次点検、又は設備変更を行う際の変更検査等に合せて行うことを希望される場合は、機構にご相談下さい。総通局と調整いたします。

3 受検費用等

無線局検査に必要な費用には、登録検査等事業者への委託契約料及び電波法に基づいて総通局に支払う検査手数料の2種類があります。前者については委託契約者である団体で支出していただきます。前年に該当の団体には、お知らせしますので、予算確保の準備をお願いいたします。なお、後者については、機構が総通局に支払います。

4 平成25年度の受検対象局

平成25年度定期検査対象局（表1）の団体には4月中に、点検内容を明示した「点検シート」を機構からメールでお送りする予定です。これを登録点検業務委託の契約仕様書の参考にしていただき、点検時には登録点検事業者にお渡し下さい。

表1 平成25年度の定期検査対象局

自治体 千代田	静岡県 富士、熱海、下田、 静岡可搬 2
総務省 消防庁東京、調布	
東京都 東京可搬 2	京都市 消防可搬 1
茨城県 水戸、可搬 1	島根県 松江、可搬 1
水戸市 消防水戸	佐賀県 佐賀
富山県 富山 2、立山	佐賀広域消防
福井県 福井可搬 1	宮崎市 消防宮崎
浜松市 消防浜松	沖縄県 那覇

※上記局名は識別信号を略したものです。

5 平成26年度の受検対象局

本年7月頃を目途に、該当の団体に文書でお知らせいたします。現時点では表2のとおりです。

表2 平成26年度定期検査対象見込みの団体

機構（1局）	石川県（1局）	静岡県（4局）
北海道（2局）	富山県（3局）	岐阜県（1局）
札幌市（1局）	千葉市（2局）	大津市（1局）
秋田県（2局）	埼玉県（1局）	大阪市（2局）
宮城県（1局）	山梨県（1局）	鳥取県（1局）
長野県（1局）	栃木県（1局）	鹿児島県（5局）
	群馬県（2局）	

※今後の第2世代化計画等により変更になる場合があります。

6 平成24年度の受検結果

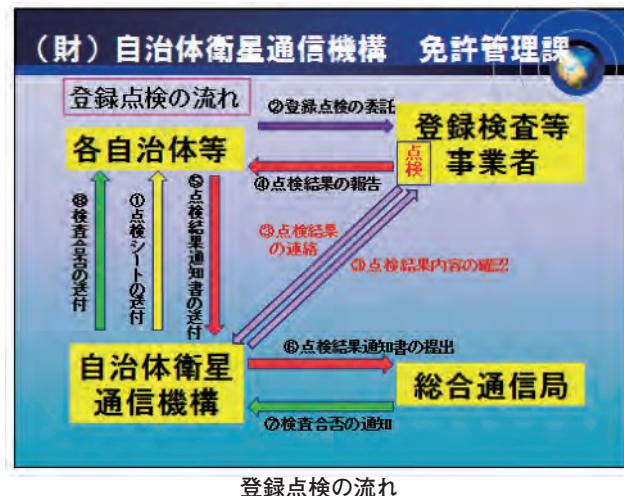
平成24年度は、29地球局（21団体）の定期検査が実施され、全局「検査合格、指示事項無し」で

した（第2世代化工事に合せて、平成25年度から繰上げ受検した3局を含む）。

* * * * *

通常の年次点検では実施しない項目も定期検査には含まれています。無線局検査で地球局の状態をより正確に把握し適正な運用に努めていただきますようお願ひいたします。

無線局検査関連の担当：技術部免許管理課



第2世代化整備状況

地域衛星通信ネットワーク第2世代システムは平成15年度から整備が進み、都道府県庁局では21団体で運用されています。（平成24年4月現在）

本年度は、平成4年から8年にかけて整備された3県で第2世代化更新が予定されていますので、本年度末には24団体になる見込みです。

また、9団体以上の都道府県で衛星設備更新の実施設計に着手あるいは終了していますので、来年度以降も複数県で第2世代化されていくことになります。（図1）

この実施設計が完了した段階で、その仕様書等

が地域衛星通信ネットワークの利用条件に適合しているか、機関で確認させていただきます。このことを「技術条件の確認」といいます。実施設計を行っている都道府県、消防本部、消防組合におかれましては、当機関本部までご連絡いただくようお願いいたします。

また、消防本部、消防組合独自に可搬局を導入する動きも見られます。消防救急デジタル無線整備に合わせて、不感地帯の音声通話を確保するため、あるいは、光回線のバックアップのために可搬局を整備していると伺っています。

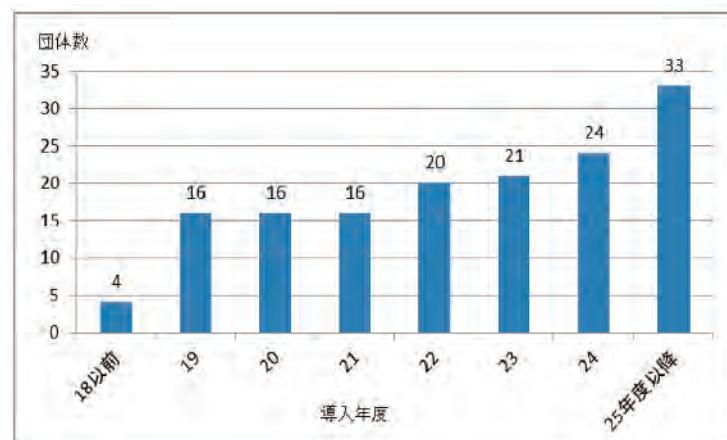


図1 第2世代化整備状況（都道府県庁局）
注：25年度以降は計画も含む

地域衛星通信ネットワークの利用開始・ 変更・廃局等の手続きについて

地域衛星通信ネットワークを利用する場合の各種利用手続きについてのお問い合わせが多いようですので、改めて概要をご説明します。

1 運用開始まで

(1) 整備構想及び設計の段階

利用契約を締結する前ですので、申請に伴う提出書類等はありませんが、制度・技術的あるいは事務的な手続きなどについてアドバイスしますので、必ず事前に機構までご相談ください。

なお、地域衛星通信ネットワークは、都道府県単位のネットワークとなっていますので、市町村・消防本部で独自の整備を検討されている場合は、都道府県（衛星通信運用担当課）への事前の相談も必要となります。

(2) 実施設計完了から運用開始までの段階

①技術条件の確認

実施設計が完了した段階で、設計書又は仕様書の内容が地域衛星通信ネットワークの利用条件に適合しているか、確認をさせていただきます。提出いただいた設計書又は仕様書の内容が利用条件に適合しているか否かを審査し、適合していない場合、仕様の変更をお願いしています。

②利用の申し込み

技術条件の確認後、原則として、当該地球局の開局の60日前までに、次の書類を提出してください。書類受理後、機構は適合性試験を実施し、試験の合格をもって利用の承諾を通知します。

- ・「様式第1号地域衛星通信ネットワーク利用申込書」（必須）
- ・「様式第2号地球局及び利用する衛星通信サービス等の概要」（〃）
- ・「様式第2号の2データ伝送アダプタ情報ファイル」（〃）
- ・「様式第2号の3データ伝送アダプタパラメータ変更届」（必要に応じて）
- ・「様式第3号グループID登録票」（〃）

- ・「様式第3号の2 1:Nグループ登録票」

（〃）

- ・「様式第3号の3 1:Nマルチキャスト受信専用設備設置届」（〃）

- ・「様式第3号の4 IP映像中継サービス用受信設備設置申込書」（〃）

- ・「様式第4号映像受信専用設備設置届」（〃）

- ・「様式第5号適合性試験申込書」（〃）

③無線従事者の届出

機構から当該地球局の予備免許取得の連絡を受けた後、速やかに無線従事者を選任し、「様式第12号無線従事者選解任届」により届け出してください。（VSAT地球局を除く。）

2 運用中の手続き

(1) 予約

デジタル映像伝送、予約系IP型データ伝送又はデジタル準動画伝送を行う際は、事前に予約が必要です。

第1世代システムを運用する団体においては、電話またはファックスにより予約手続きを行い、利用するサービスに応じて次の書類を提出してください。

- ・「様式第7号デジタル準動画伝送サービス利用予約（変更）申込書」
- ・「様式第8号デジタル映像伝送サービス利用予約（変更）申込書」
- ・「様式第8号の2東京局デジタル映像伝送サービス利用予約（変更）申込書」
- ・「様式第8号の3地域映像情報発信調査票」
- ・「様式第9号予約系IP型データ伝送サービス利用予約（変更）申込書」

- ・「様式第10号IP映像中継サービス利用予約（変更）申込書」

また、伝送予約端末を設置した団体については、当該装置により予約を行ってください。

注：車載局及び可搬局利用の場合、64kbps以下のキャリアについてはUAT（Uplink Access Test）を省略し運用可能としているため、通常、山口管制局DAMA装置において地球局の送信能力（最大可変CH数）を64kbpsまでに制限しています。

このため、車載局及び可搬局で128kbps以上の予約系IP型データ伝送サービスを予約する場合は、山口管制局にて地球局の送信能力（最大可変CH数）の制限を一時的に変更する必要がありますので、予約前に山口管制局へご連絡ください。

（2）優先的取り扱い

災害時における緊急の伝送については優先的取り扱いを受けることができます。該当サービスは、個別通信、即時系IP型データ伝送、デジタル映像伝送及びデジタル準動画です。優先的取り扱いを希望する場合は、「様式第11号衛星通信サービス優先的取り扱い申込書」を提出してください。

3 設備の追加・変更等を行う際の手続き

（1）技術条件の確認

整備時と同様に、実施設計が完了した段階で、設計書又は仕様書の内容が地域衛星通信ネットワークの利用条件に適合しているか、確認をさせていただきます。提出いただいた設計書又は仕様書の内容が利用条件に適合しているか否かを審査し、適合していない場合、仕様の変更をお願いしています。

（2）利用変更の申し込み

①設備の変更を伴う場合

原則として追加・変更等の工事が完了する60日前までに次の書類を提出してください。

- ・「様式第6号地域衛星通信ネットワーク利用変更（廃局）届」（必須）
- ・「様式第2号地球局及び利用する衛星通信サービス等の概要」（〃）
- ・「様式第2号の2データ伝送アダプタ情報ファイル」（必要に応じて）
- ・「様式第2号の3データ伝送アダプタパラメータ変更届」（〃）
- ・「様式第3号グループID登録票」（〃）
- ・「様式第3号の2 1:Nグループ登録票」（〃）
- ・「様式第3号の3 1:Nマルチキャスト受信専用設備設置届」（〃）
- ・「様式第3号の4 IP映像中継サービス用受信設備設置申込書」（〃）
- ・「様式第4号映像受信専用設備設置届」（〃）
- ・「様式第5号適合性試験申込書」（〃）

②設備の変更を伴わない場合

設備の変更を伴わない局名称、住所等の変更は、「様式第6号地域衛星通信ネットワーク利用変更（廃局）届」及び「様式第2号地球局及び利用する衛星通信サービス等の概要」を提出してください。

また、免許手続きに関する変更の場合においても、「様式第6号地域衛星通信ネットワーク利用変更（廃局）届」を提出してください。

（3）廃局の申し込み

地球局（VSAT含む）を廃局する場合は、原則として廃局予定日の60日前までに、「様式第6号地域衛星通信ネットワーク利用変更（廃局）届」に必要事項（廃局する地球局名、地球局番号、IRDの有無、廃局予定日等）の必要情報を記入し提出してください。

なお、廃局する地球局にデジタル映像受信機（IRD）が設置されている場合は、地球局の廃局日までにIRDグループ情報の脱退処理を行う必要があります。

また、廃局当日においては、地球局の電波の停止を確認し機構山口管制局に報告してください。

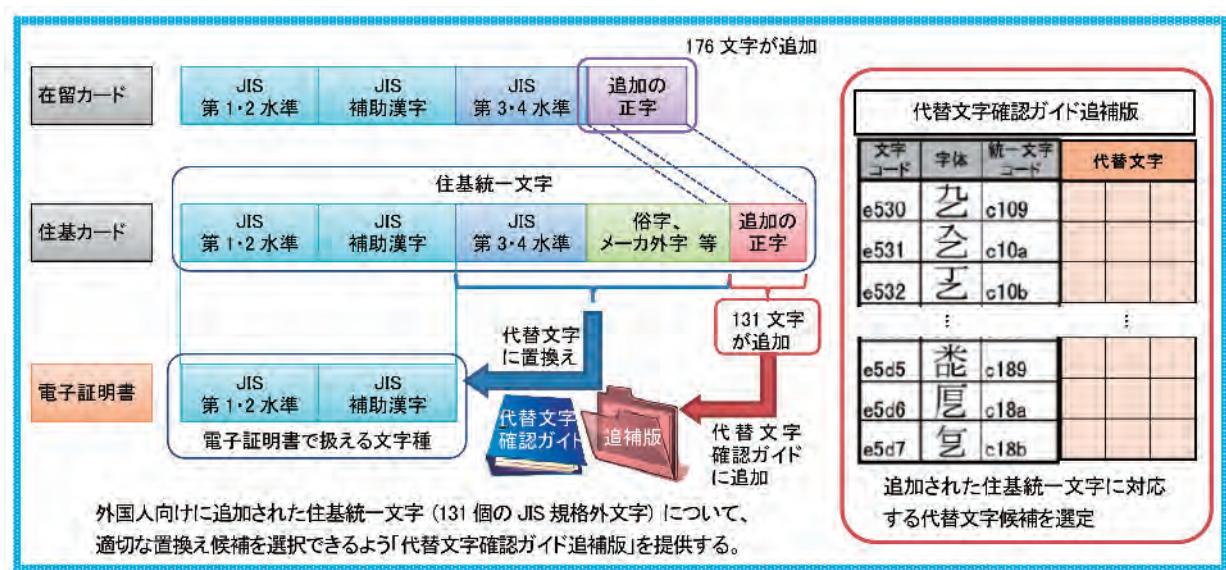
外国人住民への電子証明書発行に向け代替文字を選定中

改正住民基本台帳法の施行に伴い、平成25年7月から住民基本台帳カードの交付と公的個人認証サービスの電子証明書発行の対象が外国人住民にも拡大されます。これに伴い、LASCOMでは、外国人住民の氏名表記や住基連携データの取扱いについての準備検討を進めていますが、その一環として平成24年4月6日版で追加された住基統一文字への対応について説明します。

平成23年12月26日法務省告知第582号により、在留カード等に用いることのできる文字が176追加され、そのうちの131文字が新しく住基統一文字に追加されました。これらは、図に一例を示す

ように、JIS規格から外れる今までに見たこともないような文字を含んでいます。公的個人認証サービスでは、扱うことのできる文字種を、JIS第1・2水準と補助漢字に限定しており、適切な文字への読み替えが必要となります。

LASCOMニュースNo.33に掲載のシリーズ「電子認証と公的鍵基盤」で、受付窓口端末での「代替文字確認ガイド」の利用について触れましたが、今回追加された文字についても適切な代替文字候補を提供できるよう、同ガイドの追補版製作作業を進めています。



住基カードの有効期限と電子証明書の有効期限について

平成25年は、住基カードの運用が始まって10年という節目の年に当たります。住基カードの有効期間は10年であり、今年以降、有効期間満了を迎えるカードに対して更新や廃止の手続きを求めるケースが増えてくるものと思われます。一方、電子証明書の有効期間は3年であり、両者の有効期限が一致しないために、住基カードの有効期限が切れるが電子証明書はまだ当分有効といった状況や、住基カードの有効期限が近付いているが新た

に3年間有効の電子証明書を発行できるものかといった疑問が出てくるかもしれません。

【電子証明書は有効だが住基カードが期限切れ】

住基カードの有効期限が切れても、電子証明書の有効期限が切れるまで、そのカードを使い続けることができます。(「質疑応答集」の項番4)

ただし、有効期限の切れた住基カードは返納する必要があるので、いったん窓口に提出して、廃

止された住基カードであることがわかるよう穿孔等を施した上で利用者に返却といった処理が必要になります。

更新後の住基カードに電子証明書を入れ直すこともできますが、この場合には、有効な電子証明書を失効させて新たに発行することになるので、失効申請や発行手数料が必要になります。

【残り有効期間が短いカードに発行できるか】

有効期間の残りが（電子証明書の有効期間である3年よりも）短い住基カードに対して、新たに3年間有効の電子証明書を発行することには問題はありません。（「留意点」の項番16）

ただし、この場合、有効期間満了に伴って住基

カードを更新する際に、電子証明書を新しいカードに移すことはできず、上に示したように廃止処理を行うか、新たに入れ直すかという状況が発生することになります。

もう一つの選択肢として、電子証明書の発行時点で住基カードの残り有効期間が短い（3年未満である）ことを事由に、新たな住基カードの交付を受けた上で電子証明書の発行を受けることも可能です。（「住基カード運用上の留意事項」の項番125にあるように「その他市町村長が特に必要と認める場合」に該当します。）住基カードの交付手数料をはじめ、詳細については地方公共団体の定めるルールに従うことになります。

「質疑応答集(公的個人認証サービス事務処理要領関係)より		
項目番号	質問	
4	以下の事例の住基カードを、利用者が受付窓口に返納しようとしている場合、どのように対応すれば良いか。 ・住基カードとしての有効期限を満了した場合 ・住民票コードの変更で住基カードは廃止となつたが、4情報には変更がない場合	回答 住基カードとして廃止された場合でも、電子証明書が有効な場合はその有効期間満了まで当該カードを使い続けることは可能である。したがって、ICチップ部分やアンテナ部分を遮けてカードに穴を開け、住基カードとして廃止されたことを明示した上、利用者に返却し、格納されている電子証明書については引き続き利用可能な措置を取ることができる。 また、新しい住基カードに新しく発行した電子証明書を格納することもできる。この際には古い電子証明書についてあらかじめ失効要求を送信しなければならない。

「公的個人認証サービスの市区町村窓口における事務処理上の留意点について」より		
項目番号	市区町村窓口での発生事象	
16	電子証明書の記録媒体として、住基カードとしての有効期間の満了を、電子証明書の有効期間として予定される3年内に迎える住基カードが提出された場合	市区町村窓口での対応策 住基カードとして有効期限切れになった場合でも、当該住基カードを使い続けることが可能であるため電子証明書を格納して良い。ただしこの場合には、カードの有効期限が終了した際に、電子証明書を新しい住基カードに移すことは出来ない旨を説明することが望ましい。

「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について(平成24年6月4日 総行住第47号)より		
項目番号	市区町村窓口での発生事象	
125	住民基本台帳カードの有効期間が残り3か月以上あるが、電子証明書の有効期間が満了しているので、あらたな住民基本台帳カードを発行して電子証明書を格納したいという希望があった場合	市区町村窓口での対応策 旧カードを返納してもらい、新カードの交付申請を行ってもらう。また、電子証明書の有効期間である3年より住民基本台帳カードの残りの有効期間が短い場合は、住民基本台帳事務処理要領第5-2-(3)-ア-(ア)-Bの「その他市町村長が特に必要と認める場合」に該当するものとして、有効期間内の交付を行っても差し支えない。

(参考) カードに穿孔しても安全な位置
IC チップ実装位置の他、カード周辺部は
アンテナ実装位置となっているので、廃
止された住基カードを示すための穿孔等
は、カード中央部にするのが安全です。

■電子証明書発行サービス時間の延長及び利用者ヘルプデスクの開設について

e-Tax実施期間中に電子証明書を取得される方への利便性の向上と、市区町村窓口の事務処理円滑化を図るため、今年度も、次のとおり、電子証明書発行サービスの提供時間を延長しています。

◇サービス延長の期間 平成25年1月4日（金）～平成25年3月15日（金）

◇サービス提供の時間 平日 8時30分～19時00分
土曜日 8時30分～17時00分

注) ただし、発行窓口の受付時間は各市区町村の取扱により異なります。

また、利用者の質問等に迅速に対応するため、次のとおり利用者ヘルプデスクを開設しています。

◇開設期間 平成25年1月15日（火）～平成25年3月15日（金）

◇サービス提供時間 9時00分～17時00分（平日のみ）

◇電話番号 0570-060-800（全国一律市内通話料金）

PHSやIP電話等つながらない場合 082-545-8597（通常の通話料金）

映像情報の発信事例

全国知事会議（全国知事会）

第12回都道府県議会議員研究交流大会（全國都道府県議会議長会）



第12回市長フォーラム（全国市長会）

第7回全国市議会議長会研究フォーラム（全国市議会議長会）



第31回全国消防殉職者慰靈祭（日本消防協会）

第23回全国消防操法大会（消防庁）

平成24年9月～平成25年1月に開催された各種の会議・大会等の模様を放映しました。



地域映像情報の発信

名古屋市及び広島市が、平成24年10月～平成25年1月にかけて、施策の紹介や地域のイベント・観光情報等の地域映像情報を発信しました。

仕事納め式・仕事始め式映像配信

年末年始の仕事納め式・仕事始め式の映像配信に活用されました。

衛星通話の注意点

静止衛星は、赤道上空約3万6千kmの宇宙空間を周回するため、電波が衛星に届くまでに約0.12秒かかります。このため「モシモシ」の声は、相手に届くのに約0.25秒かかり、相手の「ハイハイ」の返事が自分の耳に届くにも同じく約0.25秒かかります。したがって、自分が話し終わり、これに対する相手の返事の第一声が返ってくるまでに、約0.5秒の間隔があることになります。

初めて衛星電話で話をすると、相手の返事が一呼吸遅れて聞こえ、使いにくく感じる場合があります。このようなときは、前記の約0.5秒の間隔を念頭に置き、忙しい会話をさけていただければ、すぐに問題は解決します。また、相手の話の途中にあいづちをうつたり、割り込んだりすることは、できるだけさけて下さい。

相手が話し終えるまでは聞き方に専念し、

相手の話が終わった後に話し出すような「ゆったりした会話」を心がければ、スムーズに会話をすることができます。最初は戸惑うかもしれません、経験を積めばすぐに慣れてきます。

広大な宇宙とそこに浮かぶ衛星を想像しながら、できるだけ多くの方々が地域衛星通信ネットワークの衛星電話を活用してくださるようお願いいたします。都道府県の内外を問わず、通話料金は、何分かけても無料です。まずは宇宙経由の通話を試してください。

